

川崎市感染症対応マニュアル
(健康安全研究所版)

【健康危機対処計画：感染症】

令和6年3月29日 初版

川崎市健康安全研究所

目 次

第1章 はじめに

1	健康安全研究所の機能強化	1
2	健康危機対処計画とは	1
(1)	健康危機対処計画の位置付け等	1
(2)	健康危機対処計画の見直し等について	2

第2章 平時における準備

1	有事を想定した健康安全研究所の所内体制づくり	3
(1)	有事における健康安全研究所長の役割	3
(2)	有事体制への移行	3
2	関係機関との連携	6
(1)	神奈川県及び川崎市・保健所との連携及び地方衛生研究所間の連携	6
(2)	国立感染症研究所等の国立試験研究機関等との連携	7
(3)	民間検査機関及び医療機関等との連携	7
3	人材の確保・育成	7
(1)	人員の確保	7

(2) 人材の育成	7
4 検査実施体制の確保等	8
(1) 検査実施体制	8
(2) 検査マニュアル等の整備	9
(3) 検査機器等の整備	9
(4) 検査試薬等の備蓄	9
(5) 検体搬送の仕組み等の整備.....	9
5 情報の収集・分析・提供	10
(1) サーベイランス	10
(2) リスクコミュニケーション	10
6 調査研究の推進.....	10
(1) 地方衛生研究所等のネットワークを活用した調査研究	10
(2) 疫学研究	11

第3章 発生段階に応じた取組、体制

1 発生段階における健康安全研究所の役割	12
2 発生段階に対する評価と体制.....	12
(1) 海外や国内で新たな感染症等が発生した場合	12

(2) 流行初期	14
(3) 流行初期以降.....	16
(4) 感染が収まった時期	18

第4章 感染防御策、業務継続計画の作成

1 感染防御策に関する事項	20
(1) 感染症及びその予防策に関する周知・徹底.....	20
2 業務継続計画の作成	20
(1) 健康安全研究所が受ける影響の想定	20
(2) 健康安全研究所の平時の業務を円滑に実施するための方策の検討	21
3 業務継続計画の周知・徹底	21
(1) 業務継続計画の周知・徹底.....	21
(2) 関係機関との連絡調整	21

第5章 感染症危機発生後の対応

1 事後評価に関する事項	22
--------------------	----

第1章 はじめに

1 健康安全研究所の機能強化

健康安全研究所をはじめとする全国の地方衛生研究所は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条に基づく「地域保健に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号。以下、「基本指針」という。）において、地域における科学的かつ技術的に中核となる機関とされ、「地方衛生研究所の機能強化について」（平成9年3月14日付け厚生省発健政第26号厚生事務次官通知）において示された設置要綱により、地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、関係機関と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行ってきた。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）、地域保健法及び基本指針が改正され、地方衛生研究所（以下、「地衛研」という。）の存在意義や果たすべき役割が明確化されたことに伴い、本市を含む保健所設置自治体は、地衛研の体制整備等の必要な措置を講じるため、健康危機対処計画を策定するものである。

2 健康危機対処計画とは

(1) 健康危機対処計画の位置付け等

ア 地域保健法に基づく基本指針における記載について

地域保健法に基づく基本指針において、「地衛研は、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や政令市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえ、健康危機対処計画を策定すること」とされた。

イ 健康危機対処計画と感染症法に基づく予防計画との関係性について

健康危機にしっかりと対応できる地衛研体制を構築するためには、保健所設置自治体の本庁（以下、単に「本庁」という。）と連携し、地衛研の実情を踏まえた計画的な人員体制や施設・設備の整備等のための人と予算の確保を行うとともに、地衛研において、有事の際に即時に対応できる体制の整備が必要である。

これらを担保するため、新型コロナウイルス感染症対応の実績等を参考に、本庁においては、地衛研における実態を踏まえた人員体制や施設・設備の整備等を内容とす

る予防計画を定めることとし、地衛研においては、感染症危機発生時に速やかな有事体制の移行（発生段階に応じた増員、受援体制等）や業務の絞り込み等を内容とする健康危機対処計画を策定することとする。健康危機対処計画を策定するに当たり、地衛研では、【感染症法に基づく予防計画で定めることとなる検査の実施体制・検査能力の向上の項目やこれに関連する数値目標と整合性を確保すること】、【感染症法に基づく都道府県連携協議会での予防計画策定等の議論に積極的に関与すること】、【地域の関係機関と連携すること】が必要である。

また、本庁と地衛研が密にコミュニケーションを取りながら、新型コロナウイルス感染症対応の課題等を踏まえ、実態に即して健康危機対処計画を策定するとともに、人員や予算がしっかりと担保されるよう調整を行う必要がある。

なお、今回策定する健康危機対処計画は、新型コロナウイルス感染症対応の課題等を踏まえて策定するものであることから、感染症危機対応に関して定めるものであり、既存の計画やマニュアル等の見直しによりそれを健康危機対処計画として位置付けても差し支えないとされている。

(2) 健康危機対処計画の見直し等について

地衛研は、地方衛生研究所における健康危機対処計画（感染症）策定ガイドライン（厚生労働省健康局健康課地域保健室 2023年3月31日初版 2023年6月27日改定、以下「ガイドライン」という。）を参考としながら、地域の実情を踏まえ、健康危機対処計画を策定するとともに、平時から感染症危機に備えた体制整備等を行い、有事には当該感染症のまん延の防止を図るものとされており、特に地衛研においては病原体検査及びサーベイランス体制の強化が重要である。

また、健康危機対処計画は、今後の感染症危機の対応も踏まえながら、必要に応じて、適宜、見直しを行うものとし、特に関連のある本市感染症予防計画の計画期間が6年であることから予防計画の見直しに合わせて6年ごとに整合性の確認を含め内容の確認を実施することとする。

なお、ガイドラインは、感染症以外の健康危機（災害、大気汚染や食中毒、テロなど）対応にも通じるものであることから、感染症以外の健康危機にも対応するため、既存の計画やマニュアル等を点検し見直しを行うとともに、有事の際の体制や施設・設備の整備、物品の備蓄確認等必要な対応を行うことが望ましい。

- ※ 次章以降で用いる「本庁」と「保健所」について、「本庁」は市の財政部局や人事部局など健康安全研究所の予算や人員を統括する部署及び健康危機対策において対策を講ずる最高上位の会議体を含め「本庁」とし、「保健所」は感染症対策等健康危機管理における実務を担う部署として支所も含め「保健所」とする。

第2章 平時における準備

地衛研における感染症対策では、広域的な感染症のまん延の際、病原体検査に関しては、民間検査体制が十分に整うまでの間の必要な検査を実施するとともに、国立感染症研究所（以下、「感染研」という。）との連携や他の地衛研とのネットワークを活用し、国内の新たな感染症における病原体及び疾病に関する知見の収集と状況の把握、本庁、保健所及び感染研への市内の状況等の情報提供、市内の病原体の分子疫学解析及び市内関係機関等への情報提供、民間検査機関等への検査等に対する技術的支援、関係各所への疫学的支援などを通じサーベイランス機能を発揮するなどの役割を担っており、平時からの準備が重要である。

1 有事を想定した健康安全研究所の所内体制づくり

(1) 有事における健康安全研究所長の役割

有事における所長の役割は次のとおりとする。なお、所長不在の場合は副所長がその役割を果たす。

- ・ 感染研や本庁、保健所等の関係機関との所長レベルで調整が必要な事項への対応
- ・ 所内の全体の対応方針決定
- ・ 所内で人員確保等の必要が生じた場合の本庁等への応援派遣要請等
- ・ 科学的かつ技術的な情報に関するマスコミ対応
- ・ その他

(2) 有事体制への移行

ア 川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画に当てはまるもの

(ア) 未発生期

- ・ 通常の情報共有会議（全体会・感染症部会）及び所内連絡会議で情報共有する。
- ・ 必要に応じて臨時の情報共有会議や所内連絡会議を開催し情報共有する。
- ・ 所長は新型インフルエンザ等対策専門部会等に出席した場合は速やかに所内に情報を共有する。
- ・ サーベイランス体制の充実を検討する。
- ・ 発生に備えた事前準備を進める。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ発生時には必要な対応を実施する。

(イ) 海外発生期

- ・ 通常又は臨時の情報共有会議・所内連絡会議で情報を共有する。
- ・ 所長は新型インフルエンザ等対策本部等に出席した場合は速やかに所内に情報を共有する。
- ・ サーベイランス体制を強化する。

- ・国内発生に備えた準備を実施する。
- ・海外における感染症に関する情報収集及び市民への情報提供を実施する。
- ・業務継続計画に基づく事業の継続、縮小、休止を検討する。

(ウ) 国内発生期

- ・所内係長以上の職員を対象に所内対策会議を開催する。
- ・所長は新型インフルエンザ等対策本部等に出席した場合は速やかに所内に情報を共有する。
- ・サーベイランス体制の強化を継続する。
- ・情報の共有を実施し、検査方法や試薬等に関して準備を進める。
- ・国内における感染症に関する情報収集及び市民への情報提供を実施する。(平時からその役割分担等連携体制を協議する)
- ・業務継続計画に基づく事業の継続、縮小、休止。

(エ) 市内発生早期

- ・引き続き所内対策会議を実施する。
- ・所長は新型インフルエンザ等対策本部等に出席した場合は速やかに所内に情報を共有する。
- ・サーベイランス体制の強化を継続する。
- ・検査の実施と検査体制の確立(所内の応援体制の整備)
- ・国内、特に市内における感染症に関する情報収集及び市民への情報提供を実施する。
- ・業務継続計画に基づく事業の継続、縮小、休止。

(オ) 市内大規模流行期

- ・引き続き所内対策会議を実施する。
- ・所長は新型インフルエンザ等対策本部等に出席した場合は速やかに所内に情報を共有する。
- ・サーベイランスを継続する。
- ・引き続き検査体制(所内応援体制)の確立と状況に応じて外部への検査委託、外部からの応援受け入れを検討する。
- ・検査については民間検査機関等を主体とし、所内においては病原体の分子疫学解析等の感染症の詳細分析に必要な検査に重点を移行する。
- ・感染症に関する情報収集及び市民への情報提供を実施する。
- ・業務継続計画に基づく事業の継続、縮小、休止。

(カ) 小康期

- ・通常又は臨時の情報共有会議・所内連絡会議で情報を共有する。
- ・所長は新型インフルエンザ等対策専門部会等に出席した場合は速やかに所内に情報を共有する。

- ・サーベイランスを継続する。
- ・状況に応じて応援体制の解除
- ・縮小・休止業務の再開の検討
- ・対策に関する評価、必要に応じて計画の見直し

イ 川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画に当てはまらないもの

(ア) レベルA

- ・市民への影響が甚大で被害の範囲が全市的であるなどの健康危機
- ・テロ、大規模な化学工場事故、極めて稀な化学物質・毒物劇物事故、新興・再興感染症等、市民生活における健康被害の状況が重大かつ深刻な健康危機が発生した場合、又は、その疑いがある場合
- ・感染症法に基づく交通の制限等、市民生活に重大な影響を来す措置が適用される場合
- ・住民の避難が必要な場合
- ・レベルAの有事が発生した場合（その疑いがある場合）、所長は速やかに所内対策会議を開催する。会議のメンバーは所内の係長以上の職員とし、情報の共有、検査体制・サーベイランス体制の確認、検査機器や試薬、サーベイランスに必要な機材等の確認を行うとともに、検査・サーベイランス等の方針を決定する。また、所長は関係部署と連携を密にし、情報収集・提供に努める。

(イ) レベルB

- ・下記レベルCの警戒態勢を超えて、重大な健康危機が発生した場合
- ・重大な健康危機が発生し、その被害が市内に急速に拡大する可能性がある場合
- ・特に感染力及び致死率が高い等、警戒が必要な感染症事例の国内発生
- ・健康危機の発生により被害が拡大しているが、その原因が不明な場合に、原因の究明の調査活動や拡大防止対策、関係各機関との連絡体制をとる段階
- ・市内において重篤な感染症の発生が見られ、市内全域にまん延するおそれがある場合
- ・レベルBの有事が発生した場合（その疑いがある場合）、所長は必要に応じて所内対策会議を開催する。会議のメンバーはレベルAの場合と同様とし、情報の共有、検査体制・サーベイランス体制の確認、検査機器や試薬、サーベイランスに必要な機材等の確認を行うとともに、検査・サーベイランス等の方針を決定する。また、所長は関係部署と連携を密にし、情報収集・提供に努める。

(ウ) レベルC

- ・被害拡大の予防・警戒、通常の業務体制では処理できない規模・内容の事例に対する対応を行う段階
- ・重篤な健康危機事例が国内で発生し、拡大の可能性がある等、市内で健康危機が発生する前において、検疫等水際で予防対策や警戒態勢をとる必要がある段階

- ・国内において、致死率が高く感染力も高い感染症事例が発生した場合、又は海外において、特に致死率及び感染力が高い等、警戒が必要な感染症事例が発生した場合
- ・近隣他都市で工場爆発等が発生し、毒物劇物等の飛散のおそれがある場合
- ・市内で健康危機が発生し、現時点での被害は軽微かつ一過性のものであっても、今後それが拡大することが予想され、警戒する必要がある場合
- ・市内で感染力が高い感染症が発生し、市域にまん延するおそれがある場合
- ・工場内で毒物劇物等の漏洩が発生し、周辺地域に拡大するおそれがある場合
- ・発生した健康危機の原因が特定されない場合に、原因究明の必要な段階
- ・空き地で大量の動物の死骸が発見され、その原因が不明で、ヒトの健康への影響が大きいと考えられる場合
- ・正体不明な物質が撒かれ、市民が不安になっている場合
- ・通常の連絡体制（所内連絡会や情報共有会議等）において情報の共有等を実施するのを原則とするが、必要に応じて所長は所内対策会議を開催することができる（会議のメンバーはレベルA・Bと同様）。また、研究所全体で関係部署等と連携を密にし、情報収集・提供に努める。

(I) レベルD

- ・通常の業務体制で処理できる軽微な事例であり、特別な対応を必要とする健康危機事象ではないと判断できる場合
- ・市内において、致死率が低く、感染力がそれほど高くない感染症の発生があるが、散発的である場合、又は感染症の流行が見られるが病状が重篤ではない場合
- ・工場内で毒物劇物等の漏洩が発生したが、周辺地域への拡大のおそれがない場合
- ・通常の食中毒が発生（単発・小規模）した場合
- ・通常の体制で対応にあたるが、業務を続けていく過程でレベルの引き上げが必要な場合には所長がそれを判断し決定する。

2 関係機関との連携

感染症危機等発生時の円滑な連携を確保するため、感染症法に基づく都道府県連携協議会等を活用して、平時から本庁や保健所、他の地衛研、感染研、民間検査機関等と意見交換や必要な調整等を通じて連携を強化する。また、感染症危機の発生時の役割分担についてあらかじめ認識を共有しておく。

(1) 神奈川県及び川崎市・保健所との連携及び地衛研間の連携

感染症危機発生時には、関係機関及び保健所と連携を図りながら、情報収集や原因究明等に当たる必要がある。

そのためには、感染症に関する情報が迅速に伝達される体制及び速やかに検査を実

施できる体制を構築する。

また、感染症危機は広域で発生し得るものであるため、それらに適切に対応するには、感染症法に基づく都道府県連携協議会等の仕組みを有効活用するとともに、他の地衛研等の関係機関と平時から連携の構築を図る。

さらに、情報収集や共同研究、合同研修の実施などを行い、有事の際には、地域の感染状況を県や感染研に報告を行い、情報の共有を図る。

(2) 感染研等の国立試験研究機関等との連携

感染研等の国立試験研究機関等による科学的知見の収集、整理、分析や病原体の収集、検査方法や試薬の開発、サーベイランス等の業務について、情報を積極的に提供するなどして協力する。また、検査担当者やサーベイランス担当者向けの研修を活用した人材育成の実施や外部精度管理を活用して業務の質の向上に努めるなど、国立試験研究機関等と連携することで検査体制やサーベイランス機能を強化し、業務の質の向上に努める。

また、感染研及び国立医薬品食品衛生研究所等の国立試験研究機関等とは日頃から連携を密にし、同機関で実施する講演や研修等に積極的に参加するとともに、共同研究などにも積極的に参加する。

(3) 民間検査機関及び医療機関等との連携

感染症が広域的にまん延した際は、当所だけでは行政検査に対応しきれず、民間検査機関等への検査依頼を行うことが想定される。このような状況に備えるため、民間検査機関等と協定等を締結（県及び本庁）するなど、平時から民間検査機関等との関係（情報共有・精度管理等）を構築する。

市内衛生検査所の許認可を担当する保健所（医事・薬事担当）との連携を密にし、市内衛生検査所の動向を把握するとともに、県精度管理専門委員会、市精度管理専門委員会、市内衛生検査所立入検査、県精度管理講習会などの機会を利用して、情報の収集及び提供等を実施する。

また、医療機関との連携も当然必要となることから、平時から本庁や保健所などを通じて医療機関との連携体制を強化する。

3 人材の確保・育成

(1) 人員の確保

ア 平時からの職員の計画的な人員配置

有事の際に速やかに必要な検査体制に移行できるよう、感染症予防計画等に基づいて平時から計画的な人員配置に努める。

イ 有事の際、職員の増員が困難な場合の対応

当所だけでは対応できない場合、本庁も同様にひっ迫することが想定されるため、

有事の際の本庁以外からの協力体制について平時から関係会議等の機会を捉えて検討する。

(2) 人材の育成

ア 平時からの職員の計画的な人材育成

有事に適切に対応するには、計画的な人員配置に加え、計画的な職員の人材育成も重要である。人材育成は、試験検査、調査研究、サーベイランス等の核となる職員のほか、本庁や保健所等との調整が可能な職員の育成も行う。

また、市内における疫学調査支援のための初動体制及びネットワークの構築のため、FETP-K プラン（川崎版実地疫学専門家養成コース等）を充実させ、健康危機事象発生時に迅速かつ適切な疫学調査を実施し、感染源の特定や感染拡大状況等の確認を行い、拡大防止・再発防止に努める。

イ 実践型訓練の実施

新型コロナウイルス感染症の経験・反省を踏まえ、今後も健康危機事象が起り得ることを想定し、平時から円滑に有事体制に移行し、迅速な検査ができるよう実践型訓練を定期的実施する必要がある。

実践型訓練については、本部機能の立ち上げから検査終了までの一連の流れを通し、本庁や保健所、感染研、医療機関、高齢者施設、場合により警察や消防、教育機関など関係機関と連携しながら複数の感染症、並びに不明疾患等の想定のもとに実施することが必要であり、その際、検体の採取方法や搬送体制、各担当への連絡窓口などの確認、市民・メディア等からの問合せへの対応方法などの検討が必要となる。

ウ 国立試験研究機関等の研修への参加

検査診断技術及び知識の習得等を目的とし、感染研、厚生労働省、神奈川県及び関連部局等が主催する研修に職員を計画的に参加させる。具体的には職務経験年数に応じ、新人新任研修、地衛研サーベイランス業務従事者研修、FETP 初期導入研修、感染症危機管理研修、衛生検査基礎技術研修、衛生理化学分野研修等に積極的に参加させるとともに、受講後に所内研修報告会等により技術・知識を全体に共有する。

なお、国立試験研究機関ではないが、関連学会等における活動への積極的な参加は、新たな情報・知見の習得及び提供に必須であり、これらを共有することは非常に重要である。

4 検査実施体制の確保等

(1) 検査実施体制

原因不明の健康危機事象発生時（病原体等及び化学物質共通）を想定し、有事に必要な人員を計算し、所内応援体制も含め必要な検査人員体制の確保に関する計画を立てておくことが重要となる。有事発生時においては、迅速に検査体制を立ち上げ、速やか

に検査結果を還元することができるようにし、検体確保については、あらかじめ本庁や保健所等に検査に適した検体の種類等を伝えるなど調整し、必要な検体の確保に努める。

また、最新の検査方法の知見を収集し、検査可能項目の拡大や検査実施の迅速化・効率化の検討を行う。新たな検査技術に対応し、検査能力を維持できるよう、適切な人材配置及び人材育成を行う。未知の原因にかかる検査を行う際のリスク評価を行い、安全に取り扱うための教育訓練を行う。

さらに、検査可能項目に対して適切な内部精度管理を実施する。また、国立試験研究機関等が実施する外部精度管理に積極的に参加し、信頼性の確保に努める。有事に備え、平時から検査技術の研鑽に努めるとともに、希少感染症への対応ができるよう、感染研等で行われる研修に参加し、検査体制を整える。

(2) 検査マニュアル等の整備

依頼検査に対応する検査方法について、感染研の病原体検出マニュアル等の公開状況等を確認し、所内の検査実施標準作業書の作成・更新を行う。作業書には、現場での安全性を確保した検体採取方法、検体の種類ごとの採取量及び保管方法等に関する事項を記載する。検査依頼時に必要な検体情報や、検査に必要な検体種類、採取量、保管及び輸送方法について保健所と適宜共有する。

また、学会・研修会等に参加し、検査にかかる最新の知見の収集や技術向上を図る。

(3) 検査機器等の整備

有事に備え、必要とする検査機器を整備する。検査機器の整備に当たっては、周辺の機器も含めリストアップし、平時からの保守点検と老朽化した機器の更新等の対応を計画的に行う。

また、検体を安全に取り扱うための安全キャビネット等の設備の保守管理及び保護具等の資材の在庫管理を適切に行う。

(4) 検査試薬等の備蓄

平時から必要な物品（試薬、消毒薬等衛生用品、PPE、消耗品など）をリスト化し、使用期限の確認作業も行いつつ計画的に備蓄を行う。

ウイルス・衛生動物担当では、核酸抽出、リアルタイム PCR による定性検査、塩基配列解析について検査試薬及び検査資材の在庫を管理し、感染症流行初期には少なくとも 240 検体/日の核酸検出検査が可能となるよう備蓄する。

また、原因不明の健康危機事象発生時のために、原因究明検査に係る検査試薬及び検査資材について平常時から 100 検体の検査実施分は備蓄しておく。

(5) 検体搬送の仕組み等の整備

有事の検体搬送の仕組み及び検体情報の管理について、平時から保健所と調整の上、整備しておくことが必要となる。

検体搬送について、特に発生初期は民間搬送会社では困難である可能性を踏まえ、公

用車や借上車などの利用等について、保健所と密に連携し、保健所が行う調整に積極的に関与・協力する。

5 情報の収集・分析・提供

(1) サーベイランス

本市では、健康安全研究所に感染症情報センターを設置し、感染症サーベイランスの中核を担っており、感染症情報センターでは、感染症法、感染症発生動向調査事業実施要綱及び川崎市感染症発生動向調査事業実施要領に基づき、市内における感染症発生情報を迅速に収集するとともに、収集した情報を詳細に解析して毎週「感染症週報」を作成し、ホームページやメールマガジン等を活用することにより、市民や関係機関に向けて広く情報発信を行う。

また、川崎市感染症情報発信システム（*Kawasaki city Infectious Disease Surveillance System: KIDSS*）を運用し、市内医療機関との情報共有ネットワークを強化するとともに、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のリアルタイムサーベイランスを平時から実施することで、新興感染症等発生時における新たなサーベイランスの迅速な開始に備える。

さらに、所内における情報共有会議を毎週開催し、疫学情報と検査情報を共有することで、各情報を合わせた解析を行い、必要に応じて市民や関係機関に向けて情報発信を行う。

(2) リスクコミュニケーション

主に専門性の高い情報を関係機関や医療関係者向けに提供するとともに、KIDSS の掲示板機能等を利用することで、医療関係者等との双方向の情報共有を行う。また、市民向け広報紙「今、何の病気が流行しているか！」を毎週作成し、ホームページやメールマガジン等により情報発信を行うとともに、報道機関へも提供することで、平時から感染症に関する正しい知識の啓発に努める。

なお、適宜メディア等からの直接の取材等に応じているが、その役割分担等についてはあらかじめ本庁や保健所と検討しておくことが必要である。

6 調査研究の推進

(1) 地衛研等のネットワークを活用した調査研究

感染研、国立医薬品食品衛生研究所、大学、市立病院、民間医療機関等及び他の地衛研等のネットワークを活用し、平時から検査法の確立や感染症対策に関する病原体の研究、疫学研究等に取り組むとともに、競争的研究費等の資金制度を積極的に利用し、研究活動を通じた新たな知見の収集や、研究結果の公表や論文発表を通じてエビデン

スを蓄積・共有し、より多様で独創的な研究に発展的に取り組む。

(2) 疫学研究

平時から公衆衛生の向上に寄与するための疫学研究に積極的取り組み、感染症の予防及びまん延防止に向けた対策に貢献する。特に、感染症発生動向調査事業により収集した疫学情報については、迅速に分析を行い、必要に応じて結果を関係機関に提供するとともに、得られた知見をとりまとめ、対策に向けた提言及び学術的な発表を実施する。

第3章 発生段階に応じた取組、体制

1 発生段階における健康安全研究所の役割

新たな感染症等が発生した場合、情報の把握に努め、有事体制への切替えに備える。

予防計画の考え方を踏まえ、流行初期（感染症法に基づく厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後1か月間）は、感染研との連携等により、迅速に検査体制・サーベイランス体制を構築し、この間の検査と情報収集・疫学的分析は、原則、当所で対応する。

流行初期以降は、流行初期の検査体制・サーベイランス体制を維持しつつ、地域の感染症の発生状況・病原体の分子疫学解析及び本庁や保健所等への情報提供などを通じサーベイランス機能を強化する。

感染者数が減少し、落ち着いた時期においては、情報収集を継続し、感染の再拡大、感染性・病原性の変化、若しくは新たな感染症の発生の早期探知に努める。

また、次の感染流行に備えるため、対策の評価を行うとともに、試薬、試料、サーベイランスに必要な機材の調達等の準備を行う。

※1 数値目標における検査の種類は、核酸検出検査（PCR検査等）（※2）とする。感染拡大時には抗原検査の活用も想定されるが、実用化には一定の時間が必要と考えられるため、数値目標における検査の対象とはしない。

（※2）新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、薬事承認された試薬を用いる方法のほか、感染研が示す方法（それに準じたものとして国が示す方法を含む。）で実施することとする。

2 発生段階に対する評価と体制

(1) 海外や国内で新たな感染症等が発生した場合

ア 本部（本庁や保健所、健康安全研究所）機能に関する事項

本庁が設置する専門家会議や対策本部等と連携するとともに、健康安全研究所においても所内に第2章1（2）に定める各種会議等を設置し、有事体制への切替えに備える。

なお、平時から本庁が設置する専門家会議や対策本部等に関する概要（目的・構成員等）や開催基準、健康安全研究所の役割、健康安全研究所が設置する対策本部や対策本部会議等に関する概要（目的・構成員等）や開催基準等について整理・調整することが必要である。

本市では、新型インフルエンザ等の国内発生前に、新型インフルエンザ等対策本部

が設置される。所長はメンバーではないがオブザーバー又は事務局としての参加が想定されるため、そこでの情報共有に努め、必要事項を第2章1(2)で定める各種会議等において所内へ伝達する。

イ 関係機関との連携・協議に関する事項

当該感染症の検査については、保健所（感染症対策担当）と連絡を密にし、調整する。また検査法等については、厚生労働省や感染研などと連携を密にし、情報の収集等に努める。

ウ 感染症対応に関する事項

(ア) 検査に関する事項

a 所内検査体制

いずれの想定においても、状況に応じた以下の分担体制について確認する。物資班（必要物品の管理・調達）や検査班（検査の実施）、情報分析・提供班（検査結果・疫学情報の分析・提供の実施）、検体搬送班（保健所と調整の上）。

管理職及び各検査担当代表者は、発生した健康危機事象の情報をもって第2章1(2)で定める各種会議等を開き、情報の共有を行い、検査項目、検体の取扱い及び分割方法の検討・確認を行うとともに、検査実施に対応する担当者を確認する。想定されるリスクを確認し、安全に取り扱えるよう対処ポイントを確認する。

検査実施に並行して、当該事象の情報の収集整理を行う担当を確認する（検査担当者以外で想定）。話題性・社会性のある事象の場合、外部からの問合せに関する対応方法を本庁・保健所と役割分担等について調整するなど早急に検討し、管理職及び総務担当で回答方法を統一し、周知する。

検査担当は本庁、保健所、感染症情報センターと連携して最新の感染症情報及び状況を収集し、検査方法を確認する。

b 検査試薬等

依頼検査に対応した検査試薬及び資材について、流行初期以降の検査能力を維持できるよう在庫管理及び調達手続きの準備を行う。急激な需要の変化に応じた調達が行えるよう、事務手続きを確認する。併せてその状況について関係者へ共有する。

ウイルス・衛生動物担当は、リアルタイム PCR 装置を用いた核酸検出検査においては少なくとも1日240件の検査に対応可能である。

試薬の備蓄確認及び調達については、消化器・食品細菌担当及び呼吸器・環境細菌担当が予測される最大限の試薬が調達できるよう準備・調整を行う。

最新の検査方法の情報を地衛研ネットワーク等で確認し、使用試薬の変更に速やかに対応できるように調達手続き等の準備を進める。

c 検査実施

検査実施体制（検体搬送方法、検査の実施方法、結果連絡方法等）の確認を行い、担当職員の健康に留意し、迅速かつ正確な検査が行えるよう検査実施及び結果の確認を行う。

今後の感染拡大を防止するため速やかに結果を還元することに努める。

適切な内部精度管理方法を確認する。複数の検査担当で検査を実施している場合、管理職が随時検査結果を取りまとめ、各検査担当に共有する。

今後の依頼検査の需要が検査能力を超えることが想定される場合は、外部委託について本庁・保健所と調整する。

d 検査結果の報告

検査結果の報告方法について、本庁と相談し、迅速な結果報告が行えるよう調整する。結果の誤報告がないよう入念な確認を行う。

(イ) 情報の収集・分析・提供

a ホームページへの掲載

情報提供が必要な事項を本庁・保健所と相談し、掲載内容及び方法を検討する。また、今後の市内発生に備え、検査結果等の掲載について、所内で準備を整える。

b 関係機関への情報提供

検査実施の状況等について、関係機関に適切に情報提供を行うとともに、関係機関における状況の把握を行う。

c サーベイランスに関する事項

感染症法に基づき実施する感染症発生動向調査を継続し、毎週「感染症週報」を作成して公開するとともに、国内外における新たな感染症等の情報を迅速に収集して発生状況等を取りまとめ、市民向け広報紙「今、何の病気が流行しているか！」及び KIDSS 等を通じて、市民や関係機関に向けて発信するとともに、KIDSS の機能の一つである「掲示板機能」などを活用し、臨床現場等との情報交換を行う。

また、病原体定点医療機関等から収集する検体等の検査を継続し、市内における病原体情報を把握するとともに、検査結果については、保健所等に速やかに報告し、臨床現場にフィードバックする。

さらに、保健所等と協議し、有事におけるサーベイランスの流れを確認する。

(ウ) 業務継続に関する事項

川崎市業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）に基づき応急対策業務、継続業務（強化業務）、縮小業務、休止業務に区分して実施する準備に入る。

業務継続計画で区分できない等の場合は第 2 章 1 (2) で定める各種会議等にて決定する。

(2) 流行初期

ア 本部（本庁や保健所、健康安全研究所）機能に関する事項

本市では新型インフルエンザ等対策本部が設置され、所長はメンバーになっていないがオブザーバー又は事務局としての参加が想定されるため、そこでの情報共有に努め、必要事項を第2章1(2)で定める各種会議等において所内へ伝達する。

イ 関係機関との連携・協議に関する事項

市内検査体制について、保健所（感染症対策担当）と連携を密にし、検査に関わる細かな事項を協議する。引き続き厚生労働省や感染研からの情報収集に努める。

地衛研全国協議会、関東甲信越ブロック、県内各地衛研等と連携を密にし、情報収集に努める。

ウ 感染症対応に関する事項

(ア) 検査に関する事項

a 所内検査体制

検査担当は本庁、保健所、感染症情報センターと連携して最新の感染症情報及び状況を収集し、検査方法を確認する。

検査に必要な試薬資材の在庫を確認し、迅速に調達手続きを行う。所内の業務継続計画を確認し、不急の依頼検査について整理する。

ウイルスの検査の場合は、リアルタイム PCR 装置を用いた核酸検出検査においては少なくとも1日240件の検査能力に対応させるため、所内の応援体制などを活用し当該検査実施可能な検査担当（一部補助を含む）を10人以上確保する。

土日祝日の検査体制及びローテーションを確認する。細菌の検査の場合は、予想される感染症に対する検査法の確認を行い、最大限の検査能力に対応する人数の確保をしつつ検査を行う。

また、需要の増加に備え、試薬資材の在庫管理を行い、在庫における検査能力の確認及び補充を行うための担当人員を確認し、必要に応じて補助要員を確保する。

b 検査試薬等

依頼検査に対応した検査試薬及び資材について、流行初期以降の検査能力を維持できるように在庫管理及び調達手続きを行う。

急激な需要の変化に応じた調達が行えるよう、事務手続きを確認する。

検査試薬及び資材の国内在庫を適宜確認し、安定した調達ができるようにする。

最新の検査方法の情報を地衛研ネットワーク等で確認し、使用試薬の変更に速やかに対応できるように調達手続き等を進める。

c 検査実施

検査実施体制の確認を行い、担当職員の健康に留意し、迅速かつ正確な検査が行えるよう検査実施及び結果の確認を行う。

依頼検査の需要が検査能力を超えることが想定された場合、本庁・保健所と相談し外部委託を調整する。

今後の感染拡大を防止するため速やかに結果を還元することに努める。適切な内部精度管理方法を確認する。

複数の検査担当で検査を実施している場合、適宜検査結果を取りまとめ、各検査担当に共有する。

d 検査結果の報告

検査結果の報告方法について、本庁・保健所と相談し、迅速な結果報告が行えるよう調整する。

結果の誤報告がないよう入念な確認を行う。

検査依頼内訳や結果報告の様式等について、検体の増加に伴い煩雑になる場合は方法の見直しを行う。

(イ) 情報の収集・分析・提供

a ホームページへの更新

情報提供が必要な事項を本庁・保健所と相談し、掲載方法を検討する。各検査担当からの検査結果を基に総務担当、企画調整担当、感染症情報センターで掲載内容を検討し、ホームページを更新する。

b 関係機関への情報提供

検査実施の状況等について、関係機関に適切に情報提供を行うとともに、関係機関における状況の把握を行う。

c サーベイランスに関する事項

感染症法に基づき実施する感染症発生動向調査を継続し、毎週「感染症週報」を作成して公開するとともに、国内外における新たな感染症等の情報を迅速に収集して発生状況等を取りまとめ、市民向け広報紙「今、何の病気が流行しているか！」及び KIDSS 等を通じて、市民や関係機関に向けて発信するとともに、KIDSS の機能の一つである「掲示板機能」などを活用し、臨床現場等との情報交換を行う。

また、病原体定点医療機関等から収集する検体等の検査を継続し、市内における病原体情報を把握するとともに、検査結果については、保健所等に速やかに報告し、臨床現場にフィードバックする。

(ウ) 業務継続に関する事項

必要に応じて川崎市業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）に基づき応急対策業務、継続業務（強化業務）、縮小業務、休止業務に区分して実施する業務継続計画で区分できない等の場合は第 2 章 1（2）で定める各種会議等にて決定する。

(3) 流行初期以降

ア 本部（本庁や保健所、健康安全研究所）機能に関する事項

引き続き新型インフルエンザ等対策本部での情報共有に努め、第2章1（2）で定める各種会議等所内対策会議での周知を図る。

イ 関係機関との連携・協議に関する事項

保健所感染症対策担当を通じて保健所支所、医療機関等と連携を密にする。また神奈川県から民間検査機関の情報を収集する。

ウ 感染症対応に関する事項

(ア) 検査に関する事項

a 所内検査体制

検査能力維持のため、必要に応じて検査補助及び事務補助の担当人員を確保する。

ウイルス検査の場合、本庁・保健所及び感染症情報センターと適宜連携し、全ゲノム解析を用いる等の分子疫学解析の実施体制を確認する。

ゲノム解析を用いたサーベイランスを実施する場合、ゲノム解析の実施担当者3人以上確保し、病原体検出検査にゲノム解析検査を加えた検査体制及びローテーションを構築する。併せて物資班の管理内容を見直す。

細菌検査の場合、速やかに原因究明のための検査体制の構築を行い、人員を確保する。

検査能力を超えた検査件数となった場合速やかに外部委託による検査を併用する。

b 検査試薬等

依頼検査に対応した検査試薬及び資材について、検査能力を維持できるように在庫管理及び調達手続きを行う。

急激な需要の変化に応じた調達が行えるよう、事務手続きを確認する。

検査試薬及び資材の国内在庫を適宜確認し、安定した調達ができるようにする。

最新の検査方法の情報を地衛研ネットワーク等で確認し、使用試薬の変更に速やかに対応できるように調達手続き等を進める。

c 検査実施

検査実施体制の確認を行い、担当職員の健康に留意し、迅速かつ正確な検査が行えるよう検査実施及び結果の確認を行う。

感染拡大期には、通常の検査を本庁・保健所を通じた民間検査機関等による委託検査主体にシフトし、所内においては病原体の分子疫学解析の実施に重点を移行する。

d 検査結果の報告

検査結果の報告方法について、本庁・保健所と相談し、迅速な結果報告が行え

るよう調整する。

結果の誤報告がないよう入念な確認を行う。

検査依頼内訳や結果報告の様式等について、検体の増加に伴い煩雑になる場合は方法の見直しを行う。

(イ) 情報の収集・分析・提供

a ホームページへの更新

情報提供が必要な事項を本庁・保健所と相談し、掲載方法を検討する。

各検査担当は情報提供が必要な事項を本庁・保健所と相談し、掲載方法を検討する。

各検査担当からの検査結果を基に総務担当、企画調整担当、感染症情報センターで掲載内容を検討し、ホームページを更新する。

情報の発信は検査担当に負担のかからない方法で行うことが望ましい。

b 関係機関への情報提供

検査実施の状況等について、関係機関に適切に情報提供を行うとともに、関係機関における状況の把握を行う。

c サーベイランスに関する事項

感染症法に基づき実施する感染症発生動向調査を継続し、毎週「感染症週報」を作成して公開するとともに、国内外における新たな感染症等の情報を迅速に収集して発生状況等を取りまとめ、市民向け広報紙「今、何の病気が流行しているか！」及び KIDSS 等を通じて、市民や関係機関に向けて発信するとともに、KIDSS の機能の一つである「掲示板機能」などを活用し、臨床現場等との情報交換を行う。

また、病原体定点医療機関等から収集する検体等の検査を継続し、市内における病原体情報を把握するとともに、検査結果については、保健所等に速やかに報告し、臨床現場にフィードバックする。

さらに、新たな感染症のゲノムサーベイランス体制を強化し、市内における病原体の分子疫学解析による変化の状況を把握するとともに、保健所等に情報提供を行う。

(ウ) 業務継続に関する事項

川崎市業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）に基づき応急対策業務、継続業務（強化業務）、縮小業務、休止業務に区分して実施する。

業務継続計画で区分できない等の場合は第 2 章 1（2）の有事体制で定める所内対策会議等にて決定する。

(4) 感染が収まった時期

ア 本部（本庁や保健所、健康安全研究所）機能に関する事項

新型インフルエンザ等対策専門部会にて対策における評価、計画の見直しを実施

されるので、第2章1(2)で定める各種会議で所内での業務を検証し、周知する。

イ 関係機関との連携・協議に関する事項

保健所(感染症対策担当)を中心に関係各所と振り返りを実施し、次回以降の対策に反映させる。

ウ 感染症対応に関する事項

(ア) 検査に関する事項

a 所内検査体制

業務継続計画の見直しを行い、継続する業務を確認し、その実施体制の確認を行う。

b 検査試薬等

在庫の整理を行い、購入の頻度を見直す。平時の依頼検査のための試薬資材等の在庫確認及び整理を行う。

c 検査実施

国の施策、通知、指示に伴い、国の方針の下に決定された検査方法や対象者への検査を継続するため、検査体制の確認を行う。

病原体の分子疫学解析のための検査の実施体制を確認し、平時体制との併行実施に当たり必要に応じて見直す。

今までの検査結果等をまとめ、情報提供を行う。

d 検査結果の報告

状況に応じて平時の体制に戻す。

(イ) 情報の収集・分析・提供

a ホームページ等の更新

状況に応じて各検査担当からの情報発信に戻す。

b 関係機関への情報提供

状況に応じて平時の体制に戻すこと等のアナウンスを行う。

c サーベイランスに関する事項

感染症法に基づき実施する感染症発生動向調査を継続し、毎週「感染症週報」を作成して公開するとともに、KIDSS による医療機関との情報共有ネットワークを強化することで、新たな感染症の発生の早期探知に努める。

また、病原体定点医療機関等から収集する検体等の検査を継続し、市内における病原体情報を把握するとともに、新たな感染症のゲノムサーベイランスを継続し、市内における感染の再拡大、病原体の変化等に備える。

(ウ) 業務継続に関する事項

状況に応じて業務継続計画を停止して通常の業務体制へ移行する。

第4章 感染防御策、業務継続計画の作成

1 感染防御策に関する事項

(1) 感染症及びその予防策に関する周知・徹底

ア 感染症の基礎情報、最新情報

情報共有会議全体会及び感染症部会、研修報告会、所連絡会議など様々な機会を捉えて所内に関連情報を周知するほか、緊急の場合は所内対策会議を開催して所内に基礎情報や最新情報を周知する。

イ 手指衛生、マスク着用、外出の自粛、所内の清掃や消毒等の感染予防策

基本的な感染対策に関して所内連絡会等で周知するとともに、マスクの着用を徹底する。

また、各エリアへの出入りに際して手指消毒を励行し、出入り口にアルコール消毒薬を設置する。

所内の清掃消毒も念入りに実施するとともに、感染者が発生した場合は執務場所をよく消毒する。

ウ 職員の健康状態の確認

日頃から自身及び家族の健康状態の把握に努めるよう周知するとともに、管理職は配下職員の健康状態の把握に努めることとする。

また必要に応じて時差通勤や在宅勤務を活用するとともに、通勤手段の変更や勤務時間の変更については庶務課等関係部署と相談しながら検討する。

エ ワクチンの接種に関する情報

職員のワクチン接種は最終的には本人の意思に委ねられるが、病原体の検査を実施する研究所であることを鑑み、検査への影響が最小限になるように、ワクチンの有効性・安全性を含めた情報提供に努める。

接種に関わるサービスや副反応時の対応に関しては市のルールを基本に庶務課等関係部署と相談しながら検討する。

2 業務継続計画の作成

(1) 健康安全研究所が受ける影響の想定

ア 職員への影響やその他要因の予想

最も検査検体数が多かった新型コロナウイルス感染症第5波（令和3年7月1日～9月30日）時点での被害を想定するものとする。その時点での職員への影響としては平均すると月に3名×1日分の影響（新型コロナウイルス感染症が原因となった欠勤等）が認められた。また、検査に関しては月に最大約7,000件の検体を検査している。

イ 感染症業務に従事する職員等の想定

上記第5波においては、保健所における収去検査等が中止となり、理化学担当の業務が減少したことから微生物担当（ウイルス・衛生動物担当）の業務の手伝いに回った。

また、微生物担当のウイルス・衛生動物担当以外の担当も検査が減少したことからウイルス・衛生動物担当の手伝いに回った。有事においては、所内の応援体制を原則として感染症等の検査に厚みを持たす。

ウ 感染症以外業務の想定

感染症以外の検査は原則として縮小となるが、人の健康や生命に影響を与える検査の依頼については即時の対応が必要となる。

また当該感染症以外の感染症の検査、理化学担当の検査に関しても、依頼があれば可能な限り迅速に検査を実施することとする。

(2) 健康安全研究所の平時の業務を円滑に実施するための方策の検討

ア 平時の業務の優先度区分

平時の業務についても原則として川崎市業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編）に基づき優先度を区分して実施する。

イ 業務量の推計

当面は令和3年度に実施した全庁業務量調査のデータをもって業務量の推計とする。

ウ 職員（会計年度職員を含む）の欠勤に係る対処方策の検討

上記(2) ア(イ)にあるとおり、当該検査担当・サーベイランス担当が欠勤した場合も所内の応援体制をもって対処することを原則とする。

それでも職員が不足する場合には、局内他部署（動物愛護センターや市場食品衛生検査所等）の職員への応援を依頼するものとする。

3 業務継続計画の周知・徹底

(1) 業務継続計画の周知・徹底

日頃から業務継続計画（新型インフルエンザ等対策編・自然災害編等）の職員への周知を徹底するとともに、有事において支障が生じた場合は、必要に応じて業務継続計画の修正を所内対策会議で決定し臨時で実行する。

(2) 関係機関との連絡調整

業務継続計画の実行に当たり、疑問や問題が生じた場合は、庶務課を通じて危機管理本部と調整する。

第5章 感染症危機発生後の対応

1 事後評価に関する事項

健康危機事象が収まった後、速やかに所内対策会議を開催し、対策に関する評価を実施する。

また、関係部署との連携に関わる問題点等についても検証し、合同で評価を実施する場において情報共有する。